

広文協通信

第1号
2002年6月

自治体における公文書等の保存と管理

広島県市町村公文書等
保存活用連絡協議会

「広文協」の発足にあたって

広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会会長 道重哲男

もう五十年も前のことです。当時学生であった私は、恩師につれられて旧制山口高等学校の図書館におうかがいしました。それは、「毛利家文庫」の史料が山口県に寄託されたのですが、県立図書館では収めきれず、山口大学文理学部図書館に一部分置されていたからです。お話しにはうかがっていましたが、その量の龐大さにまず一驚し、次にその内容の豊富さに圧倒されたことがいまだに忘れられず、現在もはっきり覚えております。山口県は、これを機に文書館を設立することとし、県の公文書を――過去だけでなく将来生成する文書を含めて――保存し、公開する方向を示したのです。それは日本における本格的な文書館の誕生で、昭和34年春のことでした。

一方、当時は農地改革の進行によって地主制が解体したところでもありました。そのため各地の地主家が所蔵していた史料がなくなっていきました。さらにまた、当時の町村合併の実施によって、明治以来の役場記録が湮滅する危機にさらされたのです。そこで昭和23年に「近世庶民史料調査委員会」が東京につくられ、全国的な史料調査が展開されました。このことは全国的な「地方史研究」のブームを巻きおこし、そこでの調査の仕方は、一応「仮」とはいいいながらも、その後の調査の基準ともなっていたのです。ここで忘れてはならないことは、右の潮流のなかで、地域の住民の方々の努力で保存されてきた史資料があったことです。その一例として、現在県立文書館に寄託されている深安郡の山野村関係資料があります。また、比婆郡東城町では、合併町村の役場史料や旧家の史料が保存されてきています。

本県では、昭和43年から、県史編さんの事業が始



まり、全県調査を行って、それなりの大きな成果をあげてきました。

けれども、現在から考えてみますと、多くの反省すべき点があったのではないかと思います。まず、調査の基準についても、あれでほんとうによかったのかと思いますし、調査対象もあれで十全であったのか。特に役場の公文書調査にはかなりの手抜きがあったのではないかと。何よりも、「そこにある公文書は地域住民の共有財産であり、住民の利用に供されるべきだ」との認識、そして「それらは地域にとってのかけがえのない史料――自分自身のアイデンティティを語るものだ」との認識が欠落していたように思います。

このたびの、県内を駆けめぐるネットワークの結成は、西日本方面でははじめての試みであるだけに、県下市町村にとって、そして広島県民にとって、自らの町や村、そして県「自ら」の歴史をつくり、そして考える新しい出発点となると信じます。

どうか、会員皆さんの協力と援助によって、今後いっそう本協議会が発展することを祈ってやみません。

【研修会報告】

広文協では、去る3月に、平成13年度の第1回と第2回の研修会を行なった。第1回は、3月5日に、千代田町有田の芸北民俗芸能保存伝承館を会場とし、千代田町教育委員会の六郷寛氏に「市町村史(誌)編さんの実務」をテーマに報告をいただいた。第2回は、3月13日、県立文書館において文書館の長沢洋副主任研究員が講師を勤め、「古文書の保存と装備」と題して実演を交えた報告を行なった。

以下に、研修内容の概略を紹介する。

市町村史編さんの実務

千代田町教育委員会 六郷 寛

3月5日、広文協(広島県市町村公文書等保存管理連絡協議会)平成13年度第1回研修会が、山県郡千代田町・芸北民俗芸能保存伝承館で開催された。千代田町は全8巻の予定で町史を編さんしているが、現在までに6巻を刊行し、7巻目の刊行も間近ということで、先行事例を報告する意味で町の担当者が「市町村史編さんの実務」と題して報告し、それをうけて参加者の討論、と研修会はすすめられた。

すでに市町村史(誌)の編さんに取り組んでいる自治体、これから計画を策定する自治体と、自治体によって規模や編集方針にも微妙な違いがあったが、県内9市・町の担当者、および事務局(県立文書館)の計13名の参加者は、なんらかの形で市町村史編さんに関わりを持つ、という点では全員共通しており、活発な討議が行われた。

報告は大きく2点について行った。1点目は自治体史(誌)編さんの意義・目的にかかわるもので、「迫る合併 販売に苦闘 刊行続く町村史 山県郡」という本年1月の新聞記事をもとに、自治体史の作成にあたっては、実際に原稿を書く執筆者の意図と、発注者である自治体(理事者あるいは議会)の意向と、受け手である自治体住民の思いとが、必ずしも一致しない場合が多く、自治体史作成の現場にいる担当者は、その間であって与えられた条件の中で、よりよいものを作ろうと苦慮していると報告した。特に、地域の歴史を記録する自治体史そのものが、将来にわたっては歴史的史料としての意味を持つていくことを考えると、五十年、百年先を見越した自治体史の作成が求められるが、これもまた、与えられた条件の範囲内で、という制約を考えざるを得ず、「先進事例の報告」ではなく問題点を共に考える会ととらえてほしいと訴え、報告後、各自治体の事例について意見交換を行った。

2点目は編さん実務上の留意点にかかわるもので、特に、近年のOA化の進展は著しく、自治体史の編さんは「鉛筆と原稿用紙」の時代から「パソコンとデジカメ」の時代に完全に移行した、と言えるのではないだろうかと報告した。資料調査・資料収集・執筆・編集・印刷・販売の、どの段階においてもパソコンの利用は必須で、どれだけの労働力をかけたかによって自治体史の「でき」の、かなりの部分が左右されることを考えると、パソコンによって、より精度の高い自治体史の編さんができるようになったことは大変喜ばしいことであろう。ただ、留意すべきは「原本」性をどうやって確実に保つかで、コンピュータウィルスなどは論外としても、書いた文章を何度も手直ししている内に、いったいどれが「決定稿」だったのか、あるいは最初のものはどれだったのか、わからなくなった、という経験はかなりの人が持っているのではないだろうか。定期的にバックアップをとるのは当然としても、同じ物をいくつも作りうる、という「便利さ」の裏にある落とし穴にも注意が必要と考える。



「古文書の保存と装備」(講師広島県立文書館 長沢 洋)報告

今年の3月13日広島県立文書館会議室で上記研修会が開催された。

参加自治体10,参加機関12,参加者14名であった。

研修は「古文書保存の考え方」についての講義(1時間)と、「古文書装備の実践」(1時間)によって行なわれた。

保存についての考え方としては、まず1目的の明確化をはかること、すなわち、普遍的な原則としての「文書を破損・劣化から守ること」のために、与えられた条件(文書の利用頻度,利用形態,保管場所の環境,予算・人員など)を勘案して、「可能かつ最善なことは何かを見つける」ことの大切さが主張された。各自自治体や諸機関の保存状態が千差万別であり,実効性のある保存策とは,決して教科書的に与えられるものではなく,限られた人員と予算の中で,条件に応じて自ら考えることが大切であることを指摘したものであった。

次に,2保存実務上の注意として,「インク類,粘着テープ類,金具類(クリップ,ホッチキス),輪ゴム,糊付き付箋(ポストイット),ゼロックス,コピーは使用しない」ことや「原形の尊重」原則がとかれた。手軽な道具類が,原形を損なうことの怖さや,保存上の支障が無いかぎりにおいて,元の状態を変更しないという原則的な考え方が示された。また変更する場合には,その経過等を明記しておくことを付け加えた。

最後に,3環境の問題と我々の古文書への態度について言及した。「空気,光,生物等のなかで,湿気,紫外線,直射日光,虫等は,劣化原因となり防御策が必要だが,最も厄介なものは人間である。人間こそ多くの菌を保持し,かつ,何をするかわからない。細心の注意が必要だ」という(同感!)。そして,古文書(もんじょ)の数百年という命に比べ,人間の生命はあまりにも短いことから,一気に整理をしようと思わず,「細く長い関与を」心掛けようと呼びかけた。

こののち古文書装備の実務に移った。

最初は装備の実践上の原則及び留意点として

1 装備の目的を明確にすること, 2 装備が文書に負担にならないこと, 3 原形を尊重して装備の単位を定めることを挙げた。

次に,装備の事例として,a封筒,b紙帙(かみちつ),c包みを挙げ具体的に説明した。

まず,a封筒は,薄いものを入れて保管するには簡便で良いが,文書を入れるとき封筒の口で傷める点が

欠点である。対策として,コの字型に中性紙を切り,それにはさんで出し入れをすると良いという。一枚もの,薄い長帳,薄い縦冊等には適しているという。次にb紙帙は,厚みのある冊子類,に適合する。c包みは,不定形なもの,状態の劣悪なものに適合する。厚みのあるものをそのままの形のまま保存するには「包む」のがよく,案外安い材料費で変形文書も原形保存できる。欠点としては,時間と手間がかかる点である。

続いて,長沢氏自身により,『史料館研究紀要』第22号(1991.3)に掲載された山田・廣瀬論文を参考に,紙帙作りが行われた。

用具は,竹へら,カッター,定規,千枚通し,ノミ,綾織り綿紐(1.5cm幅)である。参加者のうち数人が長沢氏の手先がよく見えるように机の間近に移動し,デジタルカメラで作業を撮影する参加者もいた。

古文書の計測,ノミによる通し穴作り,定規を使った折り目付け,竹へらを使ったヒモ通し,等の作業手順を経て紙帙は約20分後に完成された。

最後に,文書館の書庫に参加者が案内され,紙帙を使って整理を進めている,平賀家文書の事例が紹介された。厚い長帳や縦冊を紙帙で装備し,中性紙の文書箱内に縦置きしたものである。同じ形状の文書だけではないので,どう紙帙を配置するかで箱に無駄なスペースが生じることや横置きでは文書の出納に不便であることなど,文書の配置の問題も説明され,研修会は終了した。紙帙は原形保存に適した装備ではあるが,時間と人手と費用がかかる点が問題であると思う。講師の主張も,要約すれば,個々の条件に合わせて,封筒や包みも含めたバランスのよい装備の実践が必要である,という点にあった。(事務局 数野)



広文協設立までの歩み

広文協の設立が最初に提案されたのは平成10年である。この年の10月、県立文書館主催の行政文書・古文書保存管理講習会において、文書館は「公文書等保存ネットワークの組織について」と題する資料を参加者に配付し、他県における同種の協議会の設置状況や、広島県での組織イメージを提示した。

翌11年の保存管理講習会では、「広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会準備会の設立について」と題する資料、前年の講習会参加者へのアンケート結果、「行政文書・古文書保存管理通信」を配付し、再度、文書館が考える協議会の提案を行なった。

翌12年と13年には、県立文書館の職員がいくつかの市町村を訪れ、市町村役場における文書管理・保管の現状を見学するとともに、協議会（広文協）の設立について説明と呼びかけを行なった。

これと並行して、県立文書館は市長会・町村会とも協議を行い、市町村を会員とする広文協の趣旨に同意を頂いた。

平成13年6月29日には、県内53市町村から73名の出席者を得て準備会を開催し、広文協の組織化や事業内容等について文書館からより具体的な提案を行なった。

この準備会において参加者から出された意見をもとに、文書館が最終的な設置要項案と会則案を作り、これが平成13年11月19日の設立総会で承認され、正式に広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会（略称、広文協）が発足した。

設立総会では、9名の役員が選出され、総会後の役員会で会長以下を次のとおり決定した（なお、事務局は広島県立文書館内に置くこととした）。

- 会 長 道重 哲男（広島県立文書館）
- 副会長 舩田 時男（広島市公文書館）
- 理 事 津田 文夫（呉市史編さん室）
- 片岡 静子（福山市市政情報課）
- 仁井 康雄（三次市総務課）
- 六 郷 寛（千代田町教育委員会）
- 伊藤 勝也（豊田郡本郷町）
- 監 事 豊田 吉秀（安芸郡府中町総務課）
- 川 上 彪（安芸郡江田島町総務課）

広文協の設置要項と会則は、次に掲げるとおりである。

広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会設置要項

1 名称

「広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会」（略称：広文協）

2 目的

公文書館法の趣旨に基づき、県や市町村が保管している公文書等及び地域に伝存する古文書・記録類（公文書等）を歴史資料として保存活用することに関して、会員相互の連絡と協調を図り、もって行政の円滑な推進及び地域文化の振興に寄与することを目的とする。

3 会員及び登録部課・機関

1市町村1会員とし、関係部課・機関を登録する（文書主管課と文化財担当課は原則として登録する。図書館・資料館・市町村史編纂室などの関係機関も登録できる）。登録した関係部課・機関は研修会等の案内、ニュースレター等の送付を受けることができる。

4 組織

役員：会長・副会長・理事・監事部会（例；歴史的文書保存のための文書保存管理、市町村史編纂、所在調査等、会員のニーズに基づき設置する）

5 事業

- (1) 研修会の開催、調査・研究
- (2) 諸資料の収集・配布、情報の交換
- (3) 機関誌等の刊行
- (4) その他必要な事業

6 会費

町村；3,000円、市；5,000円

7 会則

別紙のとおり

広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会会則

（名称及び事務局）

第1条 この会は、広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会（以下「広文協」という。）と称し、事務局を広島県立文書館内に置く。

（目的）

第2条 広文協は、公文書館法（昭和62年法律第115号）の趣旨に基づき、県及び県内の市町村が保管している公文書等及び地域に伝存する古文書・記録類（以下これらを「公文書等」と総称する。）を歴史資

料として保存活用することに関して、会員相互の連絡と協調を図り、もって行政の円滑な推進及び地域文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 広文協は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公文書等の保存活用に関する各種研修会の開催及び調査研究
- (2) 諸資料の収集配布及び情報の交換
- (3) 機関誌等の発行
- (4) その他必要な事業

(会員)

第4条 広文協は県及び県内の市町村で広文協への加入の意思表示をした市町村をもって会員とする。

(会費)

第5条 会員は別に定めるところにより会費を納入するものとする。

(役員)

第6条 広文協に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員の選出)

第7条 理事・監事は総会において会員の互選により選出する。会長・副会長は理事の互選により選出する。

(役員の職務)

第8条 会長は広文協を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき

は、その会務を代行する。

- 3 理事は会務を執行し、監事は会計を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、総会から次の総会(臨時総会は除く。)までとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第10条 会議は総会及び理事会とする。

- 2 総会は、年1回とし、会長がこれを召集する。ただし、必要に応じ、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、事業計画、予算及び決算、会則の変更、会費の改定、その他重要事項について議決する。
- 4 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が随時これを召集する。
- 5 理事会は、総会に付議すべき事項、広文協の運営等について議決する。

(部会)

第11条 公文書等の保存活用に関する特定の事項について研究・協議するため、理事会の承認を得て部会を置くことができる。

(会計)

第12条 広文協の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 広文協の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第14条 その他必要な事項については、会長が理事会に諮り、別に定める。

附則

この会則は平成13年11月19日から施行する。

広文協会員および登録機関名簿 (平成14年6月現在)

《市部》

- 広島市 広島市公文書館，教育委員会生涯学習課
- 呉市 総務部総務課，呉市史編さん室，教育委員会生涯学習課
- 竹原市 総務課庶務係，教育委員会社会教育課，竹原書院図書館
- 三原市 総務部総務課，文化スポーツ課，三原市立図書館
- 尾道市 総務部総務課法規文書係，教育委員会生涯学習課文化財係，尾道市立図書館

- 因島市 総務課情報管理係，教育委員会生涯学習課
- 福山市 市民生活部市政情報課，総務部総務課，社会教育部文化課，福山市民図書館，福山市立福山城博物館
- 府中市 総務部総務課，総務部市史編さん室，教育委員会社会教育課
- 三次市 情報課，教育委員会社会教育課
- 大竹市 総務部総務課財政課，教育委員会生涯学習課，総務部人事課

東広島市	総務部総務課，教育委員会生涯学習部文化課	《豊田郡》	
廿日市市	総務部行政管理課，教育委員会教育部生涯学習課	本郷町	総務課，教育委員会
《安芸郡》		安芸津町	総務課
府中町	総務部総務課，教育委員会生涯学習課	安浦町	総務課行政係，教育委員会生涯学習課生涯学習係
海田町	総務部総務課，教育委員会ふるさと館	川尻町	総務課，教育委員会
熊野町	総務課，教育委員会生涯学習課	豊浜町	教育委員会，総務課
坂町	総務課	豊町	総務課，教育委員会，教育委員会
江田島町	総務課，企画課，教育委員会教育課	大崎町	総務課
音戸町	総務課	東野町	総務課，教育委員会
倉橋町	総務課，教育委員会	瀬戸田町	総務課，教育委員会
下蒲刈町	総務課	《御調郡》	
蒲刈町	総務課	久井町	総務課，教育委員会社会教育課
《佐伯郡》		向島町	企画振興課，教育委員会生涯学習課
大野町	総務部総務課，教育委員会生涯学習課，大野町図書館	《世羅郡》	
湯来町	総務課	甲山町	総務課，教育委員会社会教育課
吉和村	総務課，教育委員会	世羅町	総務課，教育委員会社会教育課
宮島町	総務課，教育委員会，歴史民俗資料館	《沼隈郡》	
能美町	教育委員会社会教育課	内海町	教育委員会社会教育課
沖美町	総務課，教育委員会	《深安郡》	
大柿町	総務課	神辺町	教育委員会社会教育課，菅茶山記念館
《山県郡》		《神石郡》	
加計町	総務課，教育委員会教育課	油木町	総務課，教育委員会教育課
筒賀村	総務課，教育委員会	神石町	総務課，教育委員会
芸北町	総務課，教育委員会	三和町	総務課
大朝町	総務課，教育委員会文化係	《甲奴郡》	
千代田町	総務課，企画課，教育委員会文化係	甲奴町	総務課
豊平町	総務課，教育委員会	《双三郡》	
《高田郡》		作木村	総務課，教育委員会
吉田町	総務課，吉田町歴史民俗資料館	三和町	総務課
美土里町	総務課	《比婆郡》	
高宮町	総務課，教育委員会田園パラッツォ	東城町	総務課，教育委員会生涯学習課
甲田町	総務課	口和町	総務課，教育委員会
《賀茂郡》		高野町	教育委員会
黒瀬町	総務課，教育委員会生涯学習課，黒瀬町史編さん委員会，黒瀬町立図書館	比和町	総務課庶務係
福富町	総務課，教育委員会学事課	《県》	
豊栄町	総務課，教育委員会社会教育課	広島県	広島県立文書館
河内町	総務課		

「広文協通信」第1号をお届けします。この会報は、今後、年2回発行してゆく予定です。現地研修会や小研修会の参加記など、各種事業の報告を中心に編集したいと考えていますので、会員各位の御協力をお願いいたします。（長沢）

広文協通信 第1号

2002年6月14日発行

編集・発行 広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目 7-47
広島県立文書館 内

TEL(082) 245-8444 / FAX(082) 245-4541